

児童手当の手続きを

電子申請でしよう

電子申請だけで手続きが完了！

マイナポータル（※）の「ぴったりサービス」を使って、西宮市では児童手当認定請求等の各種手続きについて電子申請による受付を行っています。

（※）政府が運営しているマイナンバーカードを利用したオンラインサービス



電子申請にはマイナンバーカードが必要です。

スマートフォンから児童手当の電子申請ができます（一部のスマートフォンは対応していないのでご注意ください）。なお、マイナンバーカードの交付を希望される方は、西宮市のホームページ（ページ番号：42754427）をご確認ください。

○ぴったりサービスでの申請方法

ぴったりサービスへは
以下のQRコードから



ぴったりサービスのトップページから「兵庫県・西宮市」を選択

⇒キーワード検索「児童手当」で検索

⇒お探しの児童手当の手続きを選択してください。

・申請できる児童手当の種類

1. 現況届（年に一度の状況調査）
2. 認定請求（新規の申請。第1子が生まれたときや転入してきたときはこちら）
3. 金融機関変更（申請者の別口座にのみ変更可能です）
4. 氏名・住所変更（住民票の届出によらずに変更の場合に必要です）
5. 額改定請求（追加の申請。第2子以降が生まれた場合はこちら）
6. 消滅の届出（何らかの理由により児童手当の受給資格がなくなった場合）
7. 未支払児童請求（申請者がお亡くなりになられた場合）

それぞれの種別ごとに案内に従ってご入力してください。

裏面に注意事項があります。必ずお読みください。

* 注意！

次の申請については、児童手当は支給されません。

ア 電子認証がエラーになった申請の場合（※1）

イ 申請者が請求者（受給者）ではない申請の場合

ウ 電子認証が請求者（受給者）のものではない場合

上記ア、イの場合、申請者もしくは請求者（受給者）の本人確認資料（※）の提出

上記ウの場合、請求者（受給者）本人のマイナンバーカードを使用して再申請が必要です。

※ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号の記載のない面）等の写し
資料提出がない場合には、本来、支給されるはずの児童手当が支給されないこととなりますので、十分に注意をして申請をお願いします。

資料の提出方法は、必要資料を添付したうえで、再度電子申請を行うか、郵送又は市役所窓口までご提出ください。

なお、本人確認資料の提出がない場合には、既にしていただいた申請は却下となり、本市から児童手当が支給（増額）されることはありません。

（※1）「ア 電子認証がエラーになった申請の場合」の主な事例

電子申請について、マイナンバーカードに電子認証用の署名用電子証明書の情報が格納されていないために、電子申請がエラーとなるケースが発生しています。

詳細については、次の通りとなりますので、ご確認の上、電子申請のご利用をお願いいたします。

(1) マイナンバーカードには、所持している方の

① 4 情報（氏名、性別、住所、生年月日）と② 電子認証用の署名用電子証明書の情報等が格納されています。

(2) 児童手当電子申請をするには、住所異動した方については、異動先の市役所戸籍関係窓口で、上記② 電子認証用の署名用電子証明書の情報を、新規に格納する手続きをする必要があります。

(3) 異動した際に、4 情報のみの更新手続きで上記（2）の手続きをしていない場合、電子認証用の署名用電子証明書がマイナンバーカードに格納されていないため、児童手当の電子申請をすることが出来ません。

(4) なお、上記（2）の手続きをしてから、本電子申請システムに、電子認証用の署名用電子証明書の情報が反映されるまでに最長で2日間かかる場合がございます。

大変お手数ですが、手続きを終えた日から、2日目以降の電子申請をお願いいたします。

お問い合わせ先

○ 電子申請の操作について

（サービス制度・手続きの内容を除く）

・ マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（無料）

受付時間 平日 9時30分から20時

土日祝 9時30分から17時30分

（年末年始を除く）

・ 音声ガイダンスに従い「4（マイナポータルに関するお問い合わせ）」を選択。

マイナンバーカードに関する問い合わせは、「1（マイナンバーカード・電子証明書等に関する問い合わせ）」を選択。

○ 児童手当について

・ 西宮市役所子育て手当課

電話：0798-35-3189

受付時間 平日 9時から17時30分（年末年始を除く）

